

議案第 5 1 号

令和 5 年度川崎市公債管理特別会計予算

令和 5 年度川崎市の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 172,276,107 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 5 年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 財産収入		1,827,641 ^{千円}
	1 財産運用収入	1,827,641
2 繰入金		145,912,465
	1 基金繰入金	24,176,504
	2 他会計繰入金	121,735,961
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 市債		24,536,000
	1 借換債	24,536,000
歳入	合計	172,276,107

歳出

款	項	金額
1 公債費		169,805,112 ^{千円}
	1 公債費	169,805,112
2 諸支出金		2,468,995
	1 繰出金	2,468,995
3 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳出	合計	172,276,107

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	千円 24,536,000	銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。	年 5.0% 以 内 ただし、 利率見直し方式で 借り入れる資金について、 利率の見直しを行った後においては、 当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から25カ年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。